

【注意】高濃度PCB廃棄物の銘板の不正加工について

本来は高濃度PCB廃棄物に該当する機器にもかかわらず、銘板を不正加工されたことにより、低濃度PCB廃棄物として取り扱われた事例が判明しています。

次のような加工が疑われる場合は、絶縁油の分析を行い、PCB濃度を確認することをお勧めします。

なお、銘板では低濃度PCB廃棄物と判断される機器であっても、高濃度PCB廃棄物であることが判明した場合は、環境省が認定した無害化処理認定施設ではなく、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に処分を委託する必要があります。

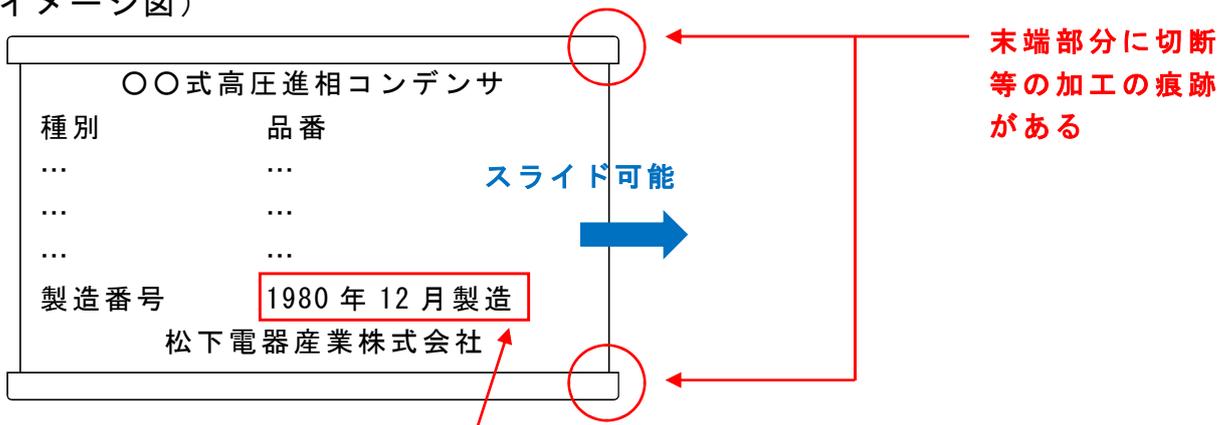
また、安定器は分解が禁止されているため、製造年月が不明な場合は、高濃度PCB廃棄物とみなして取り扱ってください。

【不正加工の例】

① 松下電器産業(株)製の高圧進相コンデンサの銘板不正加工例

銘板を上下で固定している留め金具の末端が切断等され、銘板をスライドさせて取り出せる状態になっている。

(イメージ図)



製造年月は、低濃度PCB廃棄物に該当する時期の表示になっている

② 日本コンデンサ工業(株)（ニチコン）製、東京芝浦電気(株)製、三菱電機(株)製の高圧進相コンデンサの銘板不正加工例

その型式の機器が製造されていない期間の製造年月になっている。

銘板のサイズが、設置部分（吊り受け等）と合っていない。

固定しているネジやリベット等に、加工の痕跡がある。等

(イメージ図)

